

令和4年度 第1回東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会  
 新たな児童福祉行政の基本方針・児童相談所設置計画策定部会 議事要旨

日時	令和4年7月1日（金）14時00分から16時00分
場所	東大阪市役所7階 会議室2
出席者	（委員） 井上委員、岡崎委員、中川委員、箱嶋委員、山本委員 （事務局） 川西子どもすこやか部長、川東政策推進担当官、本家子育て支援室長、高橋児童相談所設置準備室長、高品子ども見守り相談センター所長、増井子ども家庭課長、石塚子ども相談課長、三木地域支援課長、徳山児童相談所設置準備室総括主幹、菊田児童相談所設置準備室主任
議題	1. 開会 部会委員紹介 2. 部会長の選出 3. 議題 （1）部会の設置と今後の検討について （2）「新たな児童福祉行政の基本方針・児童相談所設置計画」の策定のための視点と検討材料について ①東大阪市の児童虐待相談の現状とその背景、課題と取り組みの方向性について ②東大阪市の子どもに関する施策の現状について ③これからの児童相談所に求められるもの （3）基本方針・設置計画の構成イメージについて （4）児童相談所の整備について 4. その他 今後のスケジュールについて 5. 閉会
議事要旨	1. 開会 ○東大阪市社会福祉審議会規則第4条第2項に基づき、この時点で部会員6名中4名の出席があったため、部会の成立を確認する。（最終的に部会員6名中、5名出席） 2. 部会長の選出 ○東大阪市社会福祉審議会規則第5条第3項に基づき、委員の互選により中川委員を部会長と決定する。 ○東大阪市社会福祉審議会規則第5条第5項に基づき、職務代理者については中川部会長より井上委員を指名する。 3. 議題 ○会議の公開・非公開について、事務局より、本部会における審議については本市の児

童福祉にかかる業務の現状を十分踏まえ、課題の整理や、今後の施策の方向性を的確に導き出すことが求められることから、直接的な個人情報とは取り扱わないものの、現時点では公開していない対象者の特徴、相談内容、とりわけ本市の児童虐待の現状や背景に関する情報を検討材料として提出の上、率直な意見をいただき審議を行うことを予定していること、また大阪府より提供を受けた児童虐待にかかる非公開の統計資料について審議資料として活用の予定で、それらを開示することによって今後十分な検討材料が得られなくなり、率直な意見の交換が不当に損なわれ、また大阪府との協力関係が損なわれる恐れがあることから、東大阪市情報公開条例の不開示情報に該当し、「東大阪市社会福祉審議会等の会議の公開に関する指針」に定める非公開の条項に該当すると判断する旨の説明があり、部会長が会議に諮り本部会は非公開で実施することを決定する。

○事務局より、案件(1)部会の設置と今後の検討について説明。

【質疑等】

なし。

○事務局より、案件(2)①東大阪市の児童虐待相談の現状とその背景、課題と取り組みの方向性について、案件(2)②東大阪市の子どもに関する施策の現状について説明。

○案件(2)①②について質疑等を行う。

【質疑等】

(部会長)

児童虐待の傾向やリスクについて現状を分析してまとめておられるが、今後どのように展開していくかについて意見が出ればと思う。要因は一つでなく複合的に重なることがあると思うのでその分析はどうか。

(事務局)

精査はできていないが、複数の要因が重なって虐待に至ることが多いのではないかと感じている。

(部会長)

リスク要因が重なっていても、支援を行う中で解決に繋がったり、重症化を防ぐことができた、功を奏したサポート要因という側面の検証はどうか。

(事務局)

色々なサービスに繋がったなど、これまで支援されていなかった家庭と支援が上手く繋がるとリスクが下がると感じている。

(部会長)

児童虐待の発生状況に地域性はあるか？

(事務局)

子育て支援が利用できる場所が遠方では家庭と支援が繋がりにくいので困難が大きいと感じるが、エリアごとの分析はできていない。また SOS の力を引き出すような支援が予防に繋がっている家庭はある。

(部会長)

SOS の力を引き出すことは大事で、関係機関側のリスクを察知する力との相乗効果が虐待を防ぐことに繋がる。

(事務局)

アセスメントにおいては、対象の家庭の強みも評価できるようアセスメントシートを工夫している。

(部会長)

ストレングスの視点はソーシャルワークにおいて大事なこと。

(委員)

どういふものを強みとして評価しているか。

(事務局)

できないところではなくできるところを見る。例えば、保護者が子どもを大事にしている思いや、どのような社会資源に繋がっているかや、通園先で様子をしっかりと見てもらえていることなどを強みと見ている。

#### 【各委員意見】

・要因としてあげられているものの中には、客観的な評価と言えるかどうか疑問なものもある。支援者側の対応の不適切さがリスクの誘因となっている場合もある。こちらの対応がどのようにできるかを考える必要がある。

養育者の知識不足などの場合の支援は、座学だけではなく生活場面で実習できるような支援が必要。

・リスク要因分析ののちは、支援、関わり後の事後の経過検証を行うことも必要ではないか。性別、年齢別のリスク要因は今後の対応に繋がるのであれば良いと思う。

・東大阪市の子どもに関する施策の整理の仕方だが、対象者の年齢を横軸に、支援の流れを整理して視覚的に見えるようにしてみてもどうか。そうすれば支援がされていない隙間がどこにあるかわかる。

○案件(2)③これからの児童相談所に求められるものについて意見をいただく。

#### 【各委員意見】

・「自立」「自立支援」ということばが数多く出てくるが、自立だけの話をすると弱い人が落ちこぼされる。経済的、社会的自立ということばには一人で頑張らないといけないというイメージが付いて回る。「自立と共生の関係を作り出す」ということばに置き換えて欲しい。全て自立ではなく助けを求めることができることを入れてほしい。これは児相に関してだけではなく、あらゆる支援に言えること。しんどいということと言える大切さ、自立ということばだけでは難しい。自立と共生という視点は大切だと思う。

・これからの児相について、新たな「こども家庭センター」を市で作るなら、市の中でどう役割分担するのかという点が重要。もう一つは施設入所後の対応や家族の再統合への取り組みは、今後よりそれが求められていくと感じている。その中で、子どもの意見聴取や権利に視点を置く必要性が高まっているので、入所後の子どもへの支援をどうしていく

かが大事だと思う。

・子どもの立場に立った時、自分は何も悪いことをしていないのに、地域からつまみ出されて施設での生活を押し付けられる。それなら家で我慢するという子もいる。被害にあった子どもがさらに不安にならないようなしくみをつくってもらいたい。例えば、家に帰った後も、継続してサポーターが付くとかがあれば。

・ハード面の問題、子どもの支援、母子の支援、女性の相談、これらは同じところにあるのが望ましい。

また、ケアラーの支援に年齢制限がなくなった。どういう守備範囲で、誰が支援していくのか取り決めておく必要がある。

○事務局より（３）基本方針・設置計画の構成イメージについて説明を行い、引き続き、（４）児童相談所の整備について事務局より説明を行う。

【質疑等】

なし。

4. その他

○事務局より、今後のスケジュールについて説明を行う。

5. 閉会